

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年2月28日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫  11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 佐野 泰弘 8番委員 中川 敏明 10番委員 安瀨 和子  11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 14番委員 兼田 博行  15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>4番委員 宮本 隆美</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について  第5号議案 非農地証明願の審議について  第6号議案 非農地通知の審議について  第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第9号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>6. 転届出の取消について(4条届出)</li> <li>7. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について</li> </ol>

(農地関係議案 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和5年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番、井川洋二委員、議席番号19番、市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号17番 鎌田良昭委員と、議席番号6番 金澤敬治委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、貸人から借人へ、労力不足による経営縮小のために、農地3筆に使用貸借権を設定するものです。対象地は市街化区域農地であり、期間は許可日から3年間です。借人の耕作面積は許可後153aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番から5番は、申請人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、営農型太陽光発電事業の承継のため、2番から5番まで併せて農地7筆の区分地上権を移転するものです。昨年の6月総会で、地主から今回の譲渡人になっている個人へ営農型太陽光発電設置のために区分地上権の設定を許可しましたが、この度、営農型太陽光発電の設置者を譲渡人が代表を務める法人に変更するということで、区分地上権の権利を新たな譲受人である法人に移転するものです。設定期間は許可日から10年です。本案件につきましては、この後御審議いただく農地法第5条許可申請及び事業計画変更申請も同時に提出されており、3条申請を許可するかはこれらの審議結果を受けて御決定いただきます。

2ページを御覧ください。6番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での一括贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後155aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後160aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地2筆の

所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後42aに至り、譲受人は対象地において、野菜や果樹の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後345aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後197aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

3ページを御覧ください。11番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後47aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後137aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

13番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後302aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

14番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人である法人は農地所有適格法人としての資格を有しており、譲受人の耕作面積は許可後70aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

15番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後47aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

4ページを御覧ください。16番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後123aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

17番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後73aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

18番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

19番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後349aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上19件で、対象地は、田39,982㎡、畑1,275㎡、合計41,257㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1番と、6番から19番を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については1番と、6番から19番を許可することに決定します。なお、2番から5番案件は、5条許可及び事業計画変更と関連しておりますので、これらの審議の結果を受けて決定することにいたします。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、露天駐車場として許可日から令和6年1月31日まで、一時転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、近隣施設の職員が利用する露天貸駐車場に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番と4番は申請者が同一世帯で転用目的も同一であるため、あわせて説明します。申請地はいずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、公衆用道路に転用するものです。しかし、申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第2号議案は4件で、地目は、田536.71㎡、畑89㎡で、合計625.71㎡です。転用目的の内訳は駐車場・資材置場546.91㎡、その他施設用地78.80㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築・住宅リフォーム事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用

するものです。

2番と3番案件は、借人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、2番は専用住宅に、3番は公衆用道路に転用するものです、しかし、3番の申請地は、すでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番案件は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木建設業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

5番と6番案件は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

7番から10番案件は、借人が同一であるため、併せて御説明します。これは、第1号議案で説明しました営農型太陽光発電事業者を、個人から合同会社に承継するとして申請があったものです。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設を設置し、そのパネル支柱部分の面積について一時転用するものです。一時転用の期間は10年間で、荒廃農地を再生して営農を開始し、作付する作物はシキミとなっています。なお、本件申請にあたり、第4号議案の事業計画変更申請が提出されておりますので、5条許可は、3条許可及び事業計画変更の審議の結果を受けて御決定いただきます。

11番と12番案件は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、きのこ類の培養・販売事業を営んでおり、所有権を移転し、菌床椎茸の栽培、収穫用の農業用倉庫に転用するものです。

13番の申請地は、徳島市上八万支所から300m以内にある第3種農地に該当します。譲受人は、運送業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場及び洗車場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表を務める土木会社に貸し付ける露天貸資材置場に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、塗装業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木工事業及び建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

17番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

18番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

20番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

21番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準に

において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である4番、11番と12番、16番、19番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全21件で、地目は、田が10,660.76㎡、畑は1,515.70㎡で、合計が12,176.46㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地999㎡、駐車場・資材置場は10,087㎡、その他施設用地1,090.46㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月17日の午前10時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と佐野推進委員、宮本推進委員の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、北山町三反地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、既設コンクリート壁により周囲の土地とは区画できているため、整地のみ行います。排水については、雨水のみであり、地下浸透することのことで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして11番と12番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の安刈推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安刈推進委員 今月17日の午後1時より、11番と12番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、川人会長と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、上八万町室河内にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が農業用倉庫に転用しようとするものです。土地の造成については、東側道路の高さまで山土で盛土し、コンクリートで舗装します。排水については、東側にある既設水路に排水することのことで、管轄する土地改良区が存在しないため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして16番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月16日、午後2時から16番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、兼田推進委員、笹田推進委員と私の委員5名、転用者側1名と事務局2名です。申請地は、川内町金岡にあり、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、所有権を移転して、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。造成については、一部をコンクリート擁壁で囲み、山土で盛土します。排水については、資材置場の部分は自然浸透で、駐車場部分は西側に新設の排水施設で処理し、道路側溝に放流するとのことで、管轄する土地改良区が存在しないため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして19番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の多田推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

多田推進委員 今月16日に19番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、鎌田委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側1名です。申請地は、国府町日開字南にあり、第2種農地に区分されるということです。

転用目的は、資材置場であり、造成については、隣接する農地から50cm内側に控え、道路高まで盛土します。排水は、雨水のみで、地下浸透する計画で、土地改良区が存在しないため、上申書の提出があります。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員は一致して、許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番から6番と11番から21番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番から6番と11番から21番案件を許可することに決定します。なお、7番から10番案件は、3条許可及び事業計画変更と関連しておりますので、これらの審議の結果を受けて決定することにいたします。

続きまして、第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書10ページを御覧ください。

1番の変更内容は、当初の転用目的宅地の拡張に倉庫が追加されるものです。当初

の計画では、対象地にある既存の古い倉庫を取り壊す予定でしたが、倉庫の状態が良好であるため、今後も倉庫として残す計画に変更するものです。

2番から5番は、申請者が同一であるため、あわせて説明します。変更内容は、借人の変更で、承継者のある事業計画変更であり、第3号議案の7番から10番案件と同時に申請されているものです。当初は個人として許可を受け、営農型太陽光発電施設を設置する計画でしたが、借人が代表者となっている法人としての管理が容易であるとして申請に至ったものです。その他、パネルの配置や作付作物等については、当初のままで変更ありません。

6番は、露天資材置場で許可していたもので、変更内容は土地利用計画図において、土地の一部に囲いを設置し、囲い部分の内側をコンクリートで造成するものです。譲受人は、個人事業主として足場工事業を経営しており、足場資材などを保管するため当初の許可を受けて資材を置いていましたが、防犯、防風対策として変更するものです。しかし、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第4号議案は6件で、地目は、田が137.76㎡、畑が513.81㎡で合計が651.57㎡、転用目的の内訳は、住宅用地が128㎡、駐車場・資材置場が510㎡、その他施設用地が13.57㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。  
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。なお、2番から5番案件を承認したことに伴い、第1号議案の2番から5番と第3号議案の7番から10番を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案の2番から5番と第3号議案の7番から10番を許可することに決定いたしました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について、御説明いたします。議案書12ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和54年ごろから農地であることに気付かず、隣接する宅地と一体利用をしていたとのことで、現在も宅地として使用しているとのことでした。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料とし



ましては、平成3年3月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は田のみ458㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書13ページを御覧ください。

1番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、2月17日に野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員の委員3名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

第6号議案は、以上1件で、対象地は畑のみ、1,239㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。14ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は14筆、7,838.30㎡で、倉庫や車庫として利用している箇所

や、公衆用道路となっている箇所を除外しておりますが、それ以外の農地は、継続して耕作状態にあります。

第7号議案は以上1件で、対象地は田のみ7,838.30㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について、御説明いたします。議案書15ページを御覧ください。

1番は、土地改良法に基づくほ場整備事業による一時利用地を、現地で確認しております。すべての農地で、耕作を継続しております。

16ページを御覧ください。2番は、当初の証明時に除外していた箇所を分筆した土地や、当初より駐車場として除外していた箇所がございますが、それ以外の農地は、問題なく耕作を継続しております。

3番は、対象者が、賃借権により耕作をしている農地で、全ての農地で耕作を継続しております。

第8号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田14,804㎡、畑2,077㎡、計16,881㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書17ページを御覧ください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定9件、再設定が8件で合計17件となっており、そのうち、賃貸借権が12件、使用貸借権が5件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区14筆・3件、4番が、八万地区2筆・1件、5番が、不動地区2筆・1件、6番から8番が、応神地区4筆3件、9番から13番が、川内地区11筆・5件、14番から15番が、国府地区4筆・2件、16番から17番が、南井上地区6筆・2件となっております。

利用権設定については以上で、田15筆・21,713㎡、畑28筆・33,709.60㎡の合計43筆・55,422.6㎡となります。第9号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書20ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。21ページにわたり相続による権利取得3件受理しました。

22ページを御覧ください。2番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。3件交付しました。

23ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。24ページにわたり、11件受理しました。

25ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。1件受理しました。

26ページを御覧ください。5番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

27ページを御覧ください。6番は転用届出4条届出の取消についてです。1件取消しました。

28ページを御覧ください。7番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です

議長 報告は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。

御発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

